

# 県大教ニュース

滋賀県立大学教職員組合

2017/8 年度第 16 号 2018 年 9 月 28 日発行

## 勤勉手当減額 3 期分の 追加支給が実現しました！



県大教では、2016 年度 12 月期から翌年 12 月期までの 3 期にわたり、一方的に引き下げられた勤勉手当減額分を追加支給するよう根強く交渉してきましたが、先日行われた理事長交渉において、2018 年 12 月期に減額した 3 期分の勤勉手当を追加支給するよう準備を進めたいとの回答を得ました！およそ 1 年間にわたって交渉を続けてきた成果が実りました！

以下、理事長交渉の結果について報告します。

### 理事長交渉結果について

7 月 9 日（月）に大学へ提出した「滋賀県立大学の労働、雇用、待遇および教育・研究環境の改善に関する要求書」にもとづき、8 月 30 日（木）15 時より理事長交渉が行われました。

今年度は、廣川理事が出席くださり、冒頭に下記のような挨拶をいただきました。

日頃より、滋賀県立大学 教育・研究・社会貢献・大学運営について色々と温かいご協力を頂きこの場を借りて厚く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。また先般、彦根の労働基準監督署の立ち入り調査がございまして、勤務実態あるいは裁量労働制については是正勧告あるいは指導等を受けたところでございます。これについては県議会で取り上げられる、あるいは新聞でも公表されまして、理事長としましても非常に重く受け止めております。現在皆様にお願ひしまして、勤務の実態調査及び出退勤の時間について報告をお願いしています。これにつきましては滋賀県立大学教職員組合の執行委員長から 8 月 22 日付で、教員の裁量労働

制制についての要求書を頂いております。これにつきましてはは実態調査を踏まえて対処していきたいという風に考えております。よろしくお願ひします。本日は 7 月 9 日付で頂きました「滋賀県立大学の労働条件、雇用・待遇および教育・研究環境の改善に関する要求書」に対する回答という事で述べさせていただきます。今後、18 歳人口減少と大学にとりまして非常に厳しい環境が将来予想されます。非常に我々自身、気を引き締めて、本学の存在意義が問われると思いますので、広く県民から支持される大学という形で努力していきたいと思っておりますので、組合におかれましてもまたご理解ご協力を頂きたいと思っております。



### 理事長交渉の成果と課題



理事長交渉において大学側から引き出した回答の概要は次のとおりです。

#### ◎運営費交付金の適正額の確保について

- H28 年度から県と協議し、大学の財政運営のために目的積立金の取り崩しに依存しない安定した財政運営と、運営費公費金額算定プロセスの明確化、この 2 点が重要であると強く訴え、運営費公費金の算定については大学運営に必要な経費から自主財源を差し引いた不足分を交付するという考え方を基本とされるように求めている。そのためのルール作りについて平成 30 年度中に県との協議を整える方針にある。
- 本学建物の大規模修繕と設備機器の更新については、平成 38 年までの 8 年間で 53.8 億円が見込み額として反映されたところ。

#### ◎事務職員の労働環境について

- 毎年度業務量および内容に見合った人員配置となるよう、必要な措置を行う。

#### ◎労働条件不利益変更事案について

- 2016 年 12 月期、2017 年 6 月期・12 月期の合わせて 3 期分の差額については、次の勤勉手当支給時期である平成 30 年 12 月には支払できるように準備を進めたい。

➢

### ◎有期雇用教職員の待遇改善について

- ▶ パートタイム労働法改正による同一労働同一賃金、地方公務員法の会計任用職員制度等の動きに照らして本学制度が適切なものとなるよう検討していく。
- ▶ 再雇用された者の年次有給休暇の先行取得について、恒久的な制度となるよう就業規則を改正する。
- ▶ 高年齢者雇用安定法の規定を踏まえて、まずは65歳までの継続雇用制度を設けたい。
- ▶ 正規職員の欠員状況に応じて、契約職員の方を正規職員に登用する任用替え選考を新たにやりたい。
- ▶ フルタイム勤務の特任職員については職員宿舎に入居できるよう使用資格の緩和を図った。

### ◎教員の労働条件について

- ▶ 深夜勤務休日勤務を原則命じない事とするが、やむを得ず命じた場合には休暇規定及び給与規定に従い、適正な振替休日の取得もしくは割増賃金の支給をする。

### ◎生活困窮学生支援について

- ▶ 今年度から所得基準を生活保護受給世帯所得の1.5倍から国立大学と同程度となるよう1.8倍まで緩和し、家計困窮度算出に関しては、昨年度から学生本人のアルバイト代を授業料相当分を限度として、家計収入から控除し、今年度からは兄弟姉妹のアルバイト代全額を家計収入から控除するなど、学生にとってより有利になるような改善を図っている。
- ▶ 授業料減免率については、少なくとも公立大学平均を目指して予算要求していく。

### ◎育児支援制度の拡充について

- ▶ 学会参加ならびに研究調査の際のベビーシッター代や託児費用について、臨時的に必要となる休日や夜間にかかる費用を支出できるように検討している（10月1日施行決定）。

以上のように、今年度の理事長交渉では、概ね前向きな回答を得ることができました。

しかし、他方で、事務局職員に対する成績評価制度の

導入が提案されるなど、新たな課題が浮上することになりました。県大教では、交渉の場において成績評価を給与に反映させることには反対であると主張しました。とくに、事務局職員の時間外労働が表面上は是正されつつあるとはいえ、未だ十分な職員定数が確保されない状況下において安易な成績評価を導入することは、職員の士気を下げることにはしかならないことや、県でも成績評価制度の導入の効用はとぼしいことなどを指摘し、反論しました。

その他、有期雇用教職員の上限撤廃や待遇改善、育児支援制度の拡充などについても、その実現に向けて、引き続き要求しつづけていく必要があります。

## ===== **裁量労働制に関する要求書の提出** =====

労働基準監督署の調査に伴い実施中の勤務実態調査に関し、県大教は8月22日（水）に「教員の裁量労働制に関する要求書」を大学へ提出しました。

勤務実態調査の結果によって労働者に一方的な不利益変更を強いることのないよう、組合への情報開示と必要に応じて協議を行うことを求めました。

---

### 教員の裁量労働制に関する要求書

6月21日の労働基準監督署の調査を受け、指導事項への対応として裁量労働の対象となっている職員に対する勤務実態調査が大学当局からの指示により実施されています。

これに関して、助教の勤務実態が裁量労働の適用から外れる可能性が浮かび上がり、職員からは戸惑いの声が出ています。

滋賀県立大学教職員組合（県大教）ではこの間、助教の方からの聞き取りを実施したほか、現在、すべての教員へのアンケート調査実施の準備を行っています。

県大教としては、これら職員の意見・要望を集め、労基法が求めるところの勤務のあり方を見定めながら、職員が働きやすい環境づくりに向けて取り組みを進める方針です。



